

質 問 回 答

2022年3月24日

「(案件名 21a01159 ホンジュラス国感染性廃棄物管理に関する情報収集・確認調査」

(公示日：2022年3月9日／公示番号：21a01159) について、企画競争説明書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	P6	<p>(1)p6 では</p> <p>1)評価対象とする業務従事者の担当専門分野</p> <p>a)業務主任者／感染性廃棄物管理計画</p> <p>b)廃棄物管理</p> <p>c)収集運搬／中間処理／最終処分</p>	<p>(1) P6 の該当する記載を以下のとおり訂正します。</p> <p>【訂正前】</p> <p>1)評価対象とする業務従事者の担当専門分野</p> <p>a)業務主任者／感染性廃棄物管理計画</p> <p>b)廃棄物管理</p> <p>c)収集運搬／中間処理／最終処分</p> <p>【訂正後】</p> <p>1)評価対象とする業務従事者の担当専門分野</p> <p>a)業務主任者／廃棄物管理計画</p> <p>b)感染性廃棄物管理</p> <p>c)収集運搬／中間処理／最終処分</p>
2	,p24	<p>(2)P24 では</p> <p>① 業務主任者／感染性廃棄物管理計画(2号)</p> <p>② 収集運搬／中間処理／最終処分(3号)</p> <p>③ 感染性廃棄物管理(3号)</p> <p>④ 機材計画・積算</p> <p>⑤ 組織体制・財務</p> <p>⑥ 環境社会配慮／自然状況調査</p> <p>となっております。</p> <p>「業務主任者/」と「(感染性)廃棄物管理」の担当専門分野につい</p>	<p>(2) P24 の該当する記載を以下のとおり訂正します。</p> <p>【訂正前】</p> <p>① 業務主任者／感染性廃棄物管理計画(2号)</p> <p>② 収集運搬／中間処理／最終処分(3号)</p> <p>③ 感染性廃棄物管理(3号)</p> <p>④ 機材計画・積算</p> <p>⑤ 組織体制・財務</p> <p>⑥ 環境社会配慮／自然状況調査</p> <p>【訂正後】</p>

通番号	当該頁項目	質問	回答
		<p>て、どちらが正となるのかご教示ください。</p>	<p>① 業務主任者／廃棄物管理計画(2号) ② 収集運搬／中間処理／最終処分(3号) ③ 感染性廃棄物管理(3号) ④ 機材計画・積算 ⑤ 組織体制・財務 ⑥ 環境社会配慮／自然状況調査</p>
3	P12	<p>P12 に、「主として感染性廃棄物無害化処理施設の概略設計を想定した協力(案)」とありますが、ホンジュラス国における医療機関で発生した有害廃棄物に関する規則(Reglamento para el Manejo de Desechos Peligrosos Generados en Establecimientos de Salud. Acuerdo No. 7 del 28 de febrero 2008)では、感染性廃棄物廃棄物を含む医療機関で発生した有害廃棄物の分別・収集・運搬・最終処分までの責任は、医療機関にあります。このため、本処理施設は、医療機関の敷地内あるいは医療機関の管理下にある別の場所への設置が想定されることとなりますが、この理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>2008年の規則では医療機関で発生した有害廃棄物の責任は医療機関にあると定めているものの、実際の運用状況が規則に合致していないこと、2022年2月に廃棄物法案がホンジュラス国会に提出されたことから、本調査のなかで最新の状況を把握のうえ、適切な協力(案)を検討したいと考えております。</p> <p>また感染性廃棄物に関して、現状では医療機関の責任範囲と自治体あるいは自治体連合(mancomunidad)等の責任範囲の棲み分けは確立されていないと認識しています。よって、処理施設の設置場所も協力(案)の中で選択肢が提言されることが期待されます。</p>
4	P17	<p>「ホンジュラス国における感染性廃棄物の管理及びその基盤となる自治体による廃棄物管理全般の現状把握」とありますが、上述の規則に沿えば、感染性廃棄物の管理主体は医療機関であるため、自治体による廃棄物管理はその基盤ではありません。ここでは①感染性廃棄物、あるいは自治体による廃棄物管理の<u>どちらか</u>の現状把握、②自治体による廃棄物管理における感染性廃棄物の「接点」(処理、処分など)が想定されましたが、①または②のどちらとなるでしょうか。</p>	<p>貴質問(通番号3)への上述回答のとおり、感染性廃棄物の管理基盤は、保健省・医療機関に限定されず、自治体・自治体連合(mancomunidad)等が担うべき領域が有り得ると認識しています。</p> <p>つまり、本調査は感染性廃棄物管理に関する情報収集・確認調査ですが、①感染性廃棄物の分別収集、無害化処理施設の概略設計、最終処分を想定した、無償資金協力を想定した調査、ならびに当該①調査に関連して、②一般廃棄物管理の現状と課題にかかる技術協力を想定した情報収集調査、の両方が対象となると考えております。</p>

通番号	当該頁項目	質問	回答
5	P18	「協力(案)の検討対象は、ホンジュラス国の感染性廃棄物管理能力およびその基盤となる一般廃棄物管理能力の向上に資する機材を基本とする」とありますが、同上の通り、感染性廃棄物の管理主体は医療機関であるため、感染性廃棄物管理能力と一般廃棄物管理能力は別のものとなります。協力(案)の検討対象はどちらとなるでしょうか。	貴質問（通番号 3、4）への上述回答のとおりです。
6	P12 1) 業務実施の基本方針 2) 業務実施の方法	P12 には「第1章13に記載した通り、本件業務については、無償資金協力を想定した協力準備調査に必要な調査業務を追加発注する可能性があります。」とあります。 プロポーザル策定ガイドライン(p5)では「無償資金協力を想定した協力準備調査の場合、様式5: 日本法人確認調書をプロポーザルに添付して提出してください。」となっております。 様式5の提出は追加発注時という理解でよろしいでしょうか。	プロポーザル提出時に様式5の添付を求めることとし、p.9「13 協力準備調査業務の追加可能性」の記載を以下のとおり訂正します。 【訂正前】 また、当該追加発注にかかる契約変更にあたっては「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5(日本法人確認調書)の提出を求めます。 【訂正後】 また、当該追加発注を想定し、プロポーザル提出時に「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5(日本法人確認調書)の提出を求めます。
7	P-10 14 資金協力 本体事業への 推薦・排除	「本件業務は、途中から無償資金協力事業を想定した協力準備調査に切替える可能性があります。」とあり、本件業務の受注者は無償資金を実施する交換公文(E/N)に規定する日本法人である事を条件とするとあります。 本件業務において、協力準備調査に切替え前迄は、P-2「5 競争参加資格」要件を満たす者であれば、E/N に規定する日本法人でなくとも応募・採択は可能との理解で宜しいでしょうか？	協力準備調査への参加資格は一般的な業務実施契約と同様ですので、受注者が本案件の競争参加資格要件を満たす者であるが、E/Nに規定する日本法人要件を満たさない場合であっても、本案件への応募・採択は可能です。

通番号	当該頁項目	質問	回答
8	P-10 14 資金協力 本体事業への 推薦・排除	<p>「本件業務は、途中から無償資金協力事業を想定した協力準備調査に切替える可能性があります。」とあり、本件業務の受注者は無償資金を実施する交換公文(E/N)に規定する日本法人である事を条件とするとあります。</p> <p>本業務の受注者が P-2「5 競争参加資格」要件を満たす者であり、E/N に規定する日本法人要件を満たさない場合、切替えの段階で実施体制の見直す事は可能でしょうか？</p>	<p>p.9「13 協力準備調査業務の追加可能性」に記載の通り、追加調査業務の発注に際しては、発注者・受注者が協議して、契約変更を行う予定であり、当該時点で体制の見直しは可能です。なお、応募時点で切替時点或いは無償本体事業実施時の体制変更が予見される場合は、プロポーザルにおいて現時点の想定を説明いただくようお願いします。</p>

以 上